

## 外国人技能実習機構ロゴマーク使用要領

要領第 36 号

令和 4 年 2 月 15 日

最終改正 令和 7 年 7 月 11 日

### (本要領の目的)

第 1 条 この要領は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）及び機構職員以外の第三者（以下「第三者」という。）が外国人技能実習機構ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

### (使用制限)

第 2 条 第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 機構から依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- (2) 機構の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、機構の委託を受けていることを、ロゴマークを用いて表示する場合
- (3) 機構が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、機構が共催等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
- (4) 機構が公表した資料の転載等を行う際に、ロゴマークが含まれている場合
- (5) ロゴマークを使用して機構ホームページにリンクさせる場合
- (6) 前各号に該当する場合のほか、機構の広報活動に資する場合であって、機構理事長がその使用を許可した場合

### (申請)

第 3 条 第三者は、第 2 条第 6 号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合には、使用を開始する日の 10 日前（土日・祝日を除く。）までに外国人技能実習機構ロゴマーク使用申請書（別紙様式 1）を機構総務部企画・広報課（以下「企画・広報課」という。）に提出しなければならない。

- 2 企画・広報課は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、機構理事長が適当であると認めた場合には、外国人技能実習機構ロゴマーク使用許可書（別紙様式2）を交付する。
- 3 機構理事長はロゴマークの使用を許可する場合には、その使用に関し、適当と認める条件を付することができる。

（許可の内容の変更）

第4条 前条第2項の使用許可書の交付を受けた者が、申請内容を変更する場合には、機構理事長の許可を受けなければならない。

- 2 第三者は、前項の規定により変更の許可を受けようとする場合には、速やかに外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更申請書（別紙様式3）を企画・広報課に提出しなければならない。
- 3 企画・広報課は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、機構理事長が適当であると認めた場合には 外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更許可書（別紙様式4）を交付する。

（使用物品等の提出）

第5条 第3条第2項の使用許可書又は前条第3項の使用変更許可書の交付を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを企画・広報課に提出するものとする。

（使用の中止等）

第6条 ロゴマークの使用に関し、第2条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、機構理事長はその使用を差し止めることができる。

（使用許可の取消し）

第7条 機構理事長は、第3条第2項の使用許可書又は第4条第3項の使用変更許可書の交付を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- （1）使用許可の際に付した条件又は本要領に違反したとき
- （2）虚偽又は不正により使用申請を行ったことが明らかになったとき
- （3）その他機構理事長が必要と認めたとき

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、機構に帰属する。

(要領の改定)

第10条 この要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

この要領は、令和4年2月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年7月11日から施行する。